

～安全・安心な地域社会づくりのために～

第2回 社会を明るくする運動と保護司のなり手不足について

—社会を明るくする運動—

保護司の啓発活動の主軸となるのが「社会を明るくする運動」です。毎年7月1日から1ヶ月間展開される活動は、毎年多数のご参加を得ながら広がり、本年第70回を迎えました。

昭和26年から始まったこの運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全・安心な地域社会を築くための全国的な活動です。

保護司をはじめ地域の皆様が中心となり、国、地方公共団体、民間が手を携え、更生保護のネットワークを広げるべく取り組んでいます。



—保護司のなり手不足について—

保護司の活動についてご紹介してきましたが、昨今、保護司のなり手不足が深刻化しています。保護司法による定数は全国52,500人と定められていますが、実人員は令和2年に47,000人を下回りました。令和2年2月に「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」が発出され、総力をあげて保護司の適任者確保の取組を推進することとされています。

保護司の任期は2年間で、最初の委嘱の際に66歳未満の方でその他条件を満たした方が保護司になることができます。また、76歳までは再任することが可能です。

全国的な保護司不足のなか、安全・安心な地域社会づくりへ貢献する保護司の活動について、地域をあげてのご理解とご協力をお願いいたします。

■問合せ先 総務課 町民サービス係 ☎76-4614

農繁期における火災予防について

今年も稲刈りの時期を迎えます。農作業の忙しさや疲れから、火に対する注意がおろそかになるため、火災の発生が心配されます。

空気が乾燥する時期でもあるので、屋外で火気を使用するときは、周囲の可燃物や風に十分注意して下さい。



■問合せ先 八峰消防署 ☎76-3119

国民健康保険証の更新について

—9月末までに新しい国保の保険証を郵送します—

現在、国保に加入されている皆さんが使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は、9月30日までとなっています。10月1日からは、新しく更新された国民健康保険被保険者証をお使いください。

国民健康保険被保険者証は、皆さんが国保に加入している証明書であり、お医者さんにかかるときは、必ず毎回提示してください。なお、70歳以上（70歳到達月の翌月）から75歳未満の方がお医者さんにかかるときは、「高齢受給者証」も忘れずに提示してください。（「高齢受給者証」は、既に7月末に送付済で8月1日から新しく更新されています。）

◆新しい保険証は9月末までに世帯主宛てに郵送します

新しい保険証は、9月末までに世帯主宛てに郵送いたします。新しい保険証が届きましたら、保険証の記載内容を確認してください。

交付された保険証の記載内容に間違いがあった場合には、役場福祉保健課までご連絡をお願いします。

なお、古い保険証は、10月になってからハサミ等で切り、破棄してください。

◎国保への加入・脱退の手続きを忘れずに！

国保に加入したり、やめたりするときは、届け出が必要です。

国保に加入するとき	国保をやめるとき
他の健康保険に加入していない場合 ①職場の健康保険などをやめたとき ②他の市町村から転入したとき ③子どもが生まれたとき など	他の健康保険に加入したとき ①職場の健康保険に加入したとき ②他の市町村へ転出するとき ③死亡したとき ④後期高齢者医療制度に加入（障害認定による）したとき など
※加入の届け出が遅れると・・・ ⇒保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。 ◎失業等による国保への加入の際は、保険税の減免や軽減が受けられる場合があります。納税に関するご相談は、随時役場税務会計課にて受け付けております。	※やめる届け出が遅れると・・・ ⇒資格の喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返してもらうこととなります。 ⇒ほかの健康保険に加入すると、保険税（料）を二重払いするおそれがあります。

■問合せ・手続き先 福祉保健課 ☎76-4608